

こ成事第 241 号
こ支総第 120 号
令和 8 年 3 月 30 日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 〕 殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)
こども家庭庁支援局長
(公印省略)

「児童福祉行政指導監査の実施について」の一部改正について

児童福祉行政指導監査については、「児童福祉行政指導監査の実施について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知。以下「通知」という。）に基づき実施されてきているところである。

今般、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「児童福祉施設等における指導監査等の在り方については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会での議論等を踏まえて検討し、その結果に基づいて令和 7 年度中に必要な措置を講ずる」とされたこと、令和 6 年度に実施した「保育現場での DX の推進に向けた調査研究事業」において、自治体ごとに保育所に係る監査調書の項目等に差異があることが課題として整理されたこと、児童厚生施設については、その特性に応じた監査調書が必要であること等を踏まえ、通知の一部を別紙のとおり改正するとともに、別添 1「保育所の監査について」及び別添 2「児童厚生施設の監査について」を新たに加えることとしたので、十分理解の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

【問い合わせ先】

(保育所に関することについて)

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

MAIL : hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

(児童厚生施設に関することについて)

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp